



【今月の雑学】こんにちは！NHK が、「ゴールデンウィーク」ではなく「大型連休」という言葉を使用しているのは何故でしょう？「ゴールデンウィーク」（黄金週間）は、観客入りのよい連休中をねらった映画界が、宣伝も兼ねて作り出した言葉で、昭和 27～28 年ごろから一般にも広まりました。しかし、1970 年代の「石油ショック」以降、「のんきに何日も休んでいられないのに、なにがゴールデンウィークなの」といった電話が放送局にかかってくるなど抵抗感を示す人も出てきました。また、「カタカナ語はできるだけ避けたい」「長くて表記が困る」など、放送の制作現場の声もあがったそうです。また、週休 2 日制の定着で前後の土曜・日曜を加えると 10 日程になることもあり、ウィーク（週間）も的確な表現ではない？ということで、放送では原則として「大型連休」を使用しているのだそうです。

ご存知でしたか？

産休期間中の保険料免除

育児休業期間中の社会保険料免除についてはご存知の方も多いかと思いますが、産休期間中も社会保険料が免除になります。また、産前産後休業を終了した際の標準報酬月額についても、産休を取得した人に配慮したものに變更されます。

《対象者》

平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方

《保険料免除期間》

産前産後休業期間中（産前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）、産後 56 日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料

《必要な申請》

被保険者からの申出を受けた事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

提出時期≫被保険者から申出を受けた時

この申出は、産前産後休業をしている間に行わなければなりません。



※多胎妊娠の場合は14週（98日）

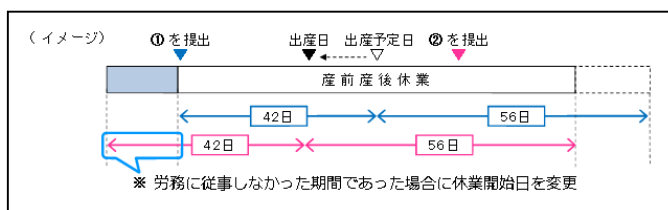
POINT

☆社会保険料は日割計算しません。≫≫ 月の途中で産休や育児休業が始まったときは、その月から免除になります。

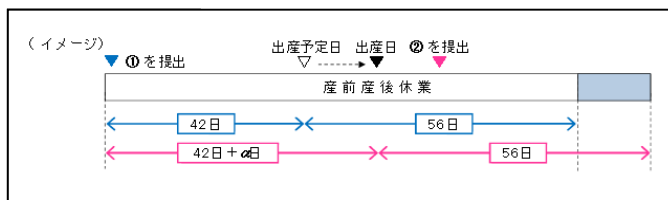
※育児休業の保険料免除期間と産前産後休業の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

《手続き例》「出産前」に産休期間中の申し出をしている

I 予定日より前に出産



II 予定日より後に出産



※ちよこつと補足※

①現在、会社の役員は、被保険者であっても育児休業中の保険料の免除は認められていませんが、今回の産前産後休業期間中の保険料については、**役員であっても免除とすることができます。**

②産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヵ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。平成 26 年 4 月 1 日以降に産前産後休業が終了される方が対象となりますが、引き続き育児休業を取得される場合は改定することができません。

①産前産後休業取得者申出書

②産前産後休業取得者変更(終了)届

【設備投資はこの制度を利用して節税を！】

「生産性向上設備投資促進税制」を利用するには、「生産等設備を構成するものであること」「最低取得価額要件を満たしていること」「国内への投資であること」「中古資産・貸付資産でないこと」などいくつかの条件があります。



《対象となる設備》

A 類型の「先端設備」

⇒「機械装置」および一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、「最新モデル」と「生産性向上（年平均 1%以上）」の 2 つの要件を満たしたものの。

B 類型の「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」

⇒ B 類型は、「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、「投資計画における投資利益率が年平均 15%以上（中小企業者等は 5%以上）」の要件を満たしたものの。

《税制措置》

時期によって異なり、平成 28 年 3 月 31 日までは「即時償却」が「税額控除 5%（建物・構築物は 3%）」のいずれかを、それ以降で平成 29 年 3 月 31 日までは「特別償却 50%（建物・構築物は 25%）」が「税額控除 4%（建物・構築物は 2%）」のいずれかを選択することができます。

《対象者》

青色申告をしている法人と個人事業主が対象で業種や企業規模に制限はありません。

※労務※そろそろ改定の時期です！

＞ 住民税額

住民税は前年の所得に対し市区町村が課税するもので、会社員の場合は、1 月 1 日から 12 月 31 日の所得に対する住民税が、翌年の 6 月から翌翌年の 5 月までに 12 回に分けて給与より天引きされます（特別徴収といいます）

給与計算担当者の方は、市区町村から送られてくる「住民税決定通知書」をよく確認し、6 月からの住民税額を間違えないようにしましょう☆

＞ 標準報酬月額

4 月・5 月・6 月の各月に支払われた報酬をもとに、毎年 7 月に給与の標準報酬月額の見直しを行います。この手続きを「社会保険の基礎算定」といいます。この手続きをすることで、標準報酬月が変更になり、社会保険料額等が変更になります。

どちらもまだ先の話ではありますが、スムーズに手続きが出来るように、頭に入れておきましょう

＊home page renewal＊

新しくなったホームページ、是非ご覧下さい
弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>

今月のあなたの運勢



A型

多少不安があっても前進することで道が開けます。**失敗を恐れず全力**で取り組むと新しい発見もありそうです☆

B型

諦めていたことに復活の**兆し**が見えはじめます。以前に断られた交渉事などは再検討してもらえる可能性あり！

O型

多忙でも着実にこなす姿勢が評価される月。落ち着いて順番に片付けていくと吉！**遠方にツキがありそう♪**

AB型

これまで前進してきた人ほど足踏みしやすい運勢です。ここで**一区切りし、整理をしてから**次に進みましょう！



優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。